

地方自治法改正に関わる意見書について

地方自治法改正に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

地方自治法改正に関わる意見書

２０２３年末の第３３次地方制度調査会の答申を受け、政府が第２１３回通常国会に提出した、地方自治体に必要な指示ができる制度（補充的指示権）の創設を盛り込んだ地方自治法の改正案は、６月１９日に可決、成立した。

現在、国の指示権は、生活保護法や災害対策基本法などの個別法に基づき、人道上の理由や処理の迅速化といった場合に限り発動できるが、今回の改正では、補充的な指示の要件となる国民の安全に重大な影響を及ぼす事態について、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていない。

２０００年施行の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法で、国と地方は「対等・協力」の関係になり、国の関与は必要最小限とすることなどが原則となったが、今回の改正は、地方自治を制度として保障した憲法の趣旨に反する懸念もある。

今回の改正に当たり、全国知事会からの国と地方の対等な関係が損なわれるおそれがあるとの懸念に配慮し、事前に地方自治体の意見を聴く手続が盛り込まれたものの、努力義務にとどまり、実効性には疑問が残る。そのため、全国知事会は、国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう求めている。

国からの指示は、地方自治体の意見や地域の実情を踏まえ、必要最小限とすることなどを求める附帯決議も国会で可決されるなど、慎重な運用が求められている。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- １ 地方分権一括法の原則である、国と地方は「対等・協力」の関係であること、国の関与は必要最小限とすることなどを守ること。
- ２ 指示権については、類型や基準が曖昧であることから、国による恣意的な判断が可能とならないようにすること。
- ３ 今回の地方自治法の改正に当たって、全国知事会を始め地方六団体が慎重な運用を求めていることから、地方の意見を尊重すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会